

岐阜市インクルーシブアドバイザー設置要綱

平成30年6月5日決裁

改正 令和6年3月12日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある人（障害により日常生活及び社会生活に配慮を必要とする者をいう。以下同じ。）と共に地域活動、教育活動、生産活動その他の活動（第5条第2号及び第8条第1項において「社会参加活動等」という。）に取り組む際に必要な配慮について助言等を行い、障害のあるなしにかかわらず誰もが共に暮らす社会の実現を図るために設置する岐阜市インクルーシブアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、障害福祉に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、必要と認めるときは、アドバイザーの任期を1年を超えない範囲で更新することができる。

(職務)

第5条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害の特性及びその特性に応じた支援の方法に関する助言
- (2) 障害のある人が社会参加活動等に取り組む際に障壁となる事物、制度、慣行、観念その他のものの除去に関する助言
- (3) 障害を理由とする差別の解消に関する講演
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(解嘱)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(派遣)

第8条 市長は、障害のある人と共に社会参加活動等に取り組もうとする次のものに対し、アドバイザーを派遣することができる。

- (1) 自治会、自主防災組織その他の団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 事業者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定による派遣（以下「派遣」という。）は、市内を派遣先とし、1回当たり2時間を限度とする。

(派遣の申請)

第9条 派遣を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣の可否を決定したときは、派遣するアドバイザー、日時その他の必要な事項を調整した上で、岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(派遣の結果の報告等)

第11条 派遣を受けたものは、派遣を受けた日後1月以内に、岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣結果報告書（様式第3号）及び岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣結果公表諾否書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(派遣の結果の公表等)

第12条 市長は、前条の規定により派遣の結果の報告及びその結果の公表の承諾を受けたときは、その概要を公表するものとする。この場合において、必要と認めるときは、派遣の結果の報告、公表の内容その他必要な事項について、派遣したアドバイザーに対し報告を求めることができる。

(報償)

第13条 市長は、アドバイザーに対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報償を支払うものとする。

- (1) 派遣 1回当たり10,000円
- (2) 前条後段の規定による報告 1件当たり5,000円

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（あて先）岐阜市長

（申請者）
所 在 地
名 称
代表者の氏名
（個人の場合は、氏名及び住所）

岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣申請書

岐阜市インクルーシブアドバイザーの派遣を受けたいので、岐阜市インクルーシブアドバイザー設置要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 派遣を希望する場所	
2 配慮を必要とする障害の種別等	・身体障害（障 害 名： 障害等級： ） ・知的障害（障害の程度： ） ・精神障害（障 害 等 級： ） ・発達障害 ・難 病 ・そ の 他（ ）
3 助言等を求める内容（具体的に記入すること。）	
4 連絡先	・電 話 番 号： ・ファックス番号： ・メールアドレス： ・所属・担当者名：

様式第2号（第10条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった岐阜市インクルーシブアドバイザーの派遣については、岐阜市インクルーシブアドバイザー設置要綱第10条第1項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

1 派遣の可否	可 ・ 否
2 派遣するアドバイザー	
3 派遣日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
4 派遣場所	
5 派遣できない理由	
6 連絡先	・電 話 番 号： ・ファックス番号： ・メールアドレス： ・所属・担当者名：

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（報告者）

所 在 地

名 称

代表者の氏名

（個人の場合は、氏名及び住所）

岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣結果報告書

岐阜市インクルーシブアドバイザー設置要綱第11条の規定により、アドバイザーの派遣を受けた結果について、次のとおり報告します。

1 派遣日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
2 派遣場所	
3 派遣された アドバイザー	
4 助言等の内 容（具体的 に記入する こと。）	
5 助言等を受 けた結果の 対 応 状 況 （具体的に 記入するこ と。）	
6 連絡先	・電 話 番 号： ・ファックス番号： ・メールアドレス： ・所属・担当者名：

年 月 日

（あて先）岐阜市長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

（個人の場合は、氏名及び住所）

岐阜市インクルーシブアドバイザー派遣結果公表諾否書

岐阜市インクルーシブアドバイザー設置要綱第11条の規定により、アドバイザーの派遣を受けた結果の公表の諾否について、次のとおり申し出ます。

1 公表の諾否	承諾 ・ 一部承諾 ・ 不承諾
2 一部承諾及び不承諾の理由	
3 連絡先	・ 電 話 番 号 : ・ ファックス番号 : ・ メールアドレス : ・ 所属・担当者名 :